

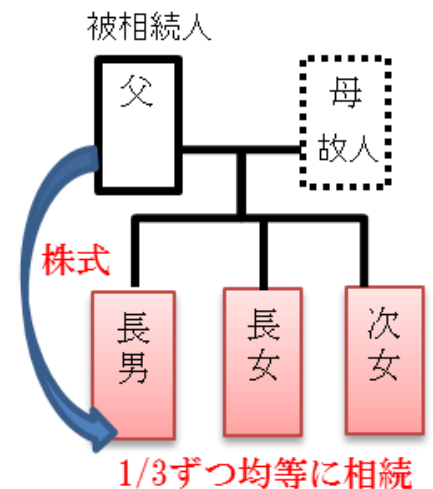
## 残念な相続②不動産法人の相続

### 難しい同族会社の相続

前回の繰り返しですが、同族会社の株式を兄弟で均等に相続することは避けるべきです。いわば経営権の共有と同じで、共有は財産分けの解決になっておらず、単なる問題の先送りに過ぎません。しかしながら未上場会社で不動産等の資産が有り、業績が良ければ、流動性が無いにもかかわらず、その株式の相続税評価額は非常に高額になってしまいます。そのため、実質的にその会社を承継すべき相続人に、総ての株式を相続させられないケースが生じます。相続税上の資産価額が他の相続人に比べて高くなり過ぎ、不公平感を生んでしまうこともあります。

### 不動産法人の株式を相続

首都圏に賃貸物件を多数所有する不動産所有法人がありました。この法人の全株を父親であるオーナーが持っていたのですが、以前から長男がその業務を手伝っていました。ここで父に相続が起こります。相続人は長男の他に長女と次女の3人の子供でした。相続財産はこの会社の株式が評価額で3億円、他に個人名義の不動産が2億円と金融資産が1億円ほどです。会社を承継し運営していくのは長男だと、誰もがそう思っていました。しかし、評価額3億円もの株式を総て長男が相続しても、その株式は売却して現金化はできず、相続税の納税原資が足りません。そこで、株式は全部長男が、不動産と現預金については3人が均等に1/3ずつ分けようと長女と次女に提案したところ、他の2人は猛反発します。長女と次女はそれなら株式も均等に相続させろと言うことになり、結局、長男、長女、次女もその会社の株式をそれぞれ34%、33%、33%ずつ相続しました。



### 経営からは蚊帳の外

相続前から引き続き会社の経営は長男が継承しました。長女と次女は役員報酬をもらってはいたものの、経営に関心はなく、毎期の決算や申告書の内容を開示する事はありませんでした。しかし相続から3年後、会社が所有する都内一等地の収益物件を、長男は二人に相談もせず、20億円で売却しました。多額の売却益が発生しましたが、それを他から偶然聞いた長女は、長男に対する不信感が一気に高まります。そこで決算や申告内容の開示を要求しますが、長男はそれに応じず、兄妹の間は分断状態となってしまいました。

### 争族の解決策は

長女は大株主であり、かつ役員でもあるので、法的にも決算書その他の帳簿書類を閲覧する権利はあります。従って法的には、その全容が明らかにすることは可能です。次女と2人が協調して経営権を長男から剥奪することも可能です。しかし、経営に口出しして兄と争う気もないのでしたら、ここは大人の解決策として、会社の株式を長男に買い取ってもらう事も考えられます。長男以外の姉妹2人は株主でかつ役員でも、実質的には何らの関与もしていないのですから、いっそ総てを長男に任せ、株式を換金化した方が得策だからです。一方長男の方は、相応の負担を負うこととなります。